疾病状況及び医療用医薬品に関わる確認書

（　　）小学校　放課後児童クラブ

※直近の情報を記入してください。変更があった場合はすぐにお知らせください。

学　年・学　級	年　組（　学級）		生年月日	年　月　日
児童名			性　別	男　・　女
診　断　名	例：食物アレルギー（卵、ナッツ）　てんかん　喘息　など			
主な症状等				
児童クラブでの注意事項				
緊急時の対応（確認事項）				
医薬品について	医薬品名（服薬量、服薬方法等）			
	使用にあたっての注意事項			
	保管についての注意事項		保管場所	例：ランドセル内のポケット
医療機関情報	医療機関名			
	住　所			
	電話番号			
	主治医名	科　先生（直通電話　）		
		科　先生（直通電話　）		

緊急連絡先		氏　名	続柄	連　絡　先（電話番号）
	①			（　）
	②			（　）
	③			（　）

その他連絡事項	

放課後児童クラブにおける日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本確認書に記載された内容を関係職員で確認、共有することに同意します。

令和　年　月　日　保護者名(署名)

※薬剤の処方箋や説明書の写しを添付してください。

＜医療用医薬品の保管・管理について＞

⑴ 医療用医薬品は、原則として児童本人の所持になりますが、以下の場合は保護者の申し出により預かることがあります。

① 坐薬や水薬のように冷所保管など保管条件がある医療用医薬品

② 児童本人による管理が困難な場合

⑵ アドレナリン注射薬（エピペン）については、クラブ利用時、確実に対応できるようにするためランドセル内保管等をお願いします。学校保管用を共用すると対応できない場合があることをご承知ください。

＜医療用医薬品の使用について＞

職員が児童に医療用医薬品を使用することは、医療行為に当たるので行うことはできません。しかし、児童が、以下の３つの条件を満たしており、一定の手続きを経ていれば医薬品の使用の介助が可能になる場合があります。

【３つの条件】

⑴ 患者の容態が安定していること

⑵ 医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要ではないこと

⑶ 医薬品の使用に関して専門的な配慮が必要ではない場合

このように容態が安定していることが介助の条件であるため、児童の症状が急に変化した場合などは、医療用医薬品使用の介助はできなくなります。

ただし、例外として、アレルギー疾患のある児童がアナフィラキシー発症時に使用するアドレナリン注射薬（商品名：エピペン）、てんかん発作時に使用する坐薬は状況によっては職員が使用する場合があります。

＜参　　照＞

- 学校における薬品管理マニュアル　公益財団法人　日本学校保健会
- 医師法第１７条、歯科医師法第１７条及び保健師助産師看護師法３１条の解釈について（通知）　医政発第０７２６００５号　平成１７年７月２６日
- 教育・保育施設等におけるてんかん発作時の坐薬挿入に係る医師法１７条の解釈について　府子本第６８３号　２９生社教第１０号　医政医発０８２２第１号　子保発０８２２第１号　子保発０８２２　第１号　平成２９年８月２２日
- アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針　平成２９年３月２１日　厚生労働省告示第７６号
- 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（２０１９年改訂版）　厚生労働省　平成３１年４月